

「液化石油ガスの安全確保等に関する調査 -真に災害に強いLPガスの確立を目指して-」 の結果に基づく通知に対する対応措置状況の概要（ポイント）

通知先：経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部
通知日：平成26年3月19日 回答日：平成26年5月19日



○ 自然災害に起因する事故の的確な把握等

通知事項

災害（漏えい等）事故の的確な把握・分類

主な調査結果

- 平成20年以降、近畿管内の各府県から近畿支部に対し、浸水、土石流等の自然災害が原因のLPガス容器の「喪失」として報告された91件の事故の中には、ガスの漏えいや漏えいによる火災の発生が報告内容に明記され、「災害」としての報告対象に該当するにもかかわらず、「喪失」に分類、報告されている（5件）など。

主な対応措置

- 近畿管内の各府県に対し、「自然災害に係る高圧ガス事故の報告について（要請）」を、4月9日付けで発出し、LPガス容器について漏えい、漏えい火災等が発生し「災害」に該当する事象が確認できた場合は、「災害」として報告するよう要請。

通知事項

事業者に対する事故情報の効果的な周知の推進

主な調査結果

- 調査対象4府県内の販売事業者では、事故情報の把握を、行政庁ホームページ（10.8%）よりも、保安講習会（68.4%）によるとしている事業者が多い※が、近畿支部では、販売事業者向け保安講習会における事故の周知は、CO（一酸化炭素）中毒等、一般家庭内で発生する事故に重点が置かれ、自然災害に起因する事故については未実施。※ 販売事業者（500販売所）を対象に実施した書面調査（回答401販売所）の結果

主な対応措置

- 一般社団法人近畿液化ガス保安協議会（以下「近液協」という。）の講習会において、自然災害に起因する事故事例等の資料を追加して周知。
- 講習会資料は支部ウェブサイトにも掲載して広く周知。

○ 自然災害に備えた保安対策の実施

通知事項

LPガス容器の転落・転倒等防止措置の確実な実施

主な調査結果

- 調査対象4府県内でLPガス容器が設置されている消費先(400戸)を現地調査した結果、地震、浸水等の自然災害による容器の転落・転倒等を防止する措置が不適切な状況。
 - i) 容器の転落、転倒を防止する措置が不適切なもの:123戸(30.8%)
 - ii) 容器バルブ等の損傷を防止する措置が不適切なもの:24戸(6.0%)など
- 転落・転倒等を防止する措置が不適切な原因としては、
 - i) 把握した不備に対処していないなど販売事業者の法令遵守意識の低さ
 - ii) 法定保安点検における見過しなど保安機関の点検・調査の不的確さなどが事業者調査の結果から推定される。

また、近畿支部などの監督官庁の販売事業者への立入検査は、検査時間の制約などから、書面調査が中心で、保安点検の的確性の検証には限界があるのが現状。立入検査の在り方の検討が必要。

通知事項

ガス放出防止型高圧ホースの普及促進

主な調査結果

- 土石流や津波、浸水等による容器流出やホース折損、切断時に自動的にガス通路を遮断する「ガス放出防止型高圧ホース」の出荷率は、全国の55.8%に対して、近畿地方では30.3%と全国平均の半分程度(平成25年度上半期)。従来型と大きなコスト差はなく、費用対効果などについて周知の余地。

主な対応措置

- 立入検査で、販売事業者には保安機関からの指摘事項を確実に改善することを、また、保安機関には「技術上の基準」に適合していない事象は的確に指摘するよう、引き続き指導。
- 近液協の講習会等で、会員である販売事業者及び保安機関に対し、前記の指導内容及び平成25年度立入検査結果を周知。また、近畿管区行政評価局が現地調査で把握した不適切な事例(事例集)の内容を周知。
- 近畿支部の要請により、近液協は会員に対し、容器等供給設備に係る総点検調査を実施し、その結果を踏まえ対応予定。
- 管内各府県に「近畿管区行政評価局の調査結果に係る対応について(要請)」を、4月9日付けで発出し、販売先の技術基準遵守等について、改めて指導、監督を要請。
- 立入検査での消費者宅の供給設備等の現場確認の励行・報告書式の見直し。府県ブロック会議で、立入検査の内容を管内府県に説明。

主な対応措置

- 「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」(以下「保安対策指針」という。)にガス放出防止型高圧ホース設置の徹底を明記。
- 立入検査で同高圧ホース設置状況を把握。また、保安対策指針の内容を周知・要請。
- 近液協の講習会等で、保安対策指針の内容を事業者にも周知・要請。
- 近液協と連携して同高圧ホースを普及促進。

○ 空き家における長期未使用容器の撤去

通知事項

災害、盗難防止のため、販売契約解除や一時販売中止に伴う容器の確実な撤去、管理

主な調査結果

- 調査対象4府県内のLPガス容器が設置されている消費先(400戸)を現地調査した結果、ガス契約解除(一時販売中止含む。)後も容器が残されたままの空き家が18戸(4.5%)あり、容器の腐食による漏えいや盗難により安全が確保されないおそれ。このうち、16戸(4.0%)は、契約解除後1年以上経過した容器(長期未使用容器)(うち5年以上12戸(3.0%))。
⇒ 近畿地方(LPガス消費先戸数202万戸)における、長期未使用容器が置かれたままの空き家戸数は、約8万戸と考えられる(当局の現地調査結果から推測)。

主な対応措置

- 「保安対策指針」に放置容器の撤去を明記。『閉栓先において、充填容器等が長期にわたって放置されていたことによる容器の腐食による漏えい事故も発生していることから、不要な充填容器等の撤去を確実に進めること。』
- 立入検査で、長期未使用容器や長期放置容器等について、事業者を引き続き撤去を要請。
- 近液協の講習会等において、保安対策指針の内容について、事業者に周知・要請。

○ その他の通知事項

通知事項

簡易ガス事業者における経年埋設管対策の推進

主な調査結果

- 簡易ガス事業者の中には、次年度の経年埋設管[※]対策の「目標とする予定量」を、数年間にわたり0(ゼロ)で近畿支部に提出しているものあり。
※経年埋設管：埋設されてから相当年数(20年程度)が経過した亜鉛メッキ鋼管等。劣化により事故発生のおそれあり。

主な対応措置

- 具体的な取組計画として、「近畿管内における簡易ガス経年管対策の推進にかかる実施計画(平成26年度)」を策定。
- 今後は、この計画に基づき計画的に実施(毎年度計画の見直しを行いながら実施)。

「液化石油ガスの安全確保等に関する調査 -真に災害に強いLPガスの確立を目指して-」の結果
に基づく通知に対する対応措置状況の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 25 年 12 月～26 年 3 月
- 2 調査対象機関 調査対象機関：経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部
関連調査等対象機関：府県（福井県、滋賀県、大阪府、和歌山県）、市町村、事業者団体、事業者、消費者等

【通知日及び通知先】 平成 26 年 3 月 19 日 経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部

【回答年月日】 平成 26 年 5 月 19 日

【調査の背景事情】

- 液化石油ガス（以下「LPガス」という。）は家庭用熱源として広く普及（全世帯の約 45%）。災害時には、避難所への迅速な供給など「災害に強み」を発揮
- その一方、東日本大震災では、多数のLPガス容器（以下「容器」という。）が流出。近畿地方においても、平成 23 年の紀伊半島大水害、24 年の京都府、滋賀県等での局地豪雨、25 年の台風 18 号等では、容器の流出や、漏えいしたガスによる火災事故等も発生
- 土砂災害、地震、津波などの自然災害等を原因とするLPガス関連事故を予防し、被害を軽減する観点から、LPガス災害対策マニュアルなどで示された対策の取組状況や平成 13 年に当省が実施した「都市ガス及び液化石油ガスの安全確保対策等に関する行政評価・監視」結果に基づく通知に対するその後の取組状況等を調査

通知事項	中部近畿産業保安監督部近畿支部が講じた対応措置状況
<p data-bbox="219 260 1126 339">1 自然災害に起因するLPガス関連事故の発生状況及び事故の的確な把握、周知</p> <p data-bbox="230 355 376 387">(通知事項)</p> <div data-bbox="219 395 1126 1074" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="230 403 1115 675">自然災害対策がLPガス販売事業者(以下「販売事業者」という。)及び保安機関に対する保安対策の要請項目に加えられていることを踏まえ、自然災害対策について、販売事業者及び保安機関における啓発や、近年の事故実態を的確に反映した保安活動(後述の「ガス放出防止型高圧ホース」の普及など)を着実に推進させる観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="230 691 1115 866">① 管内府県に対し、大規模な自然災害により多数の容器が流出し、一括して「喪失」で報告する場合等を除き、容器について漏えい、漏えい火災等が発生し「災害」に該当することが確認できた場合は、「災害」として報告するよう要請すること。</p> <p data-bbox="230 882 1115 1058">② 自然災害に起因する事故の集計・分析データ等については、現在実施している高圧ガス事業者向けの保安講習会に加え、LPガスの販売事業者向けの講習会資料にも掲載し、更なる有効活用を図ること。</p> </div> <p data-bbox="230 1177 320 1209">(説明)</p> <p data-bbox="230 1225 409 1257">《制度の概要》</p> <p data-bbox="219 1273 1137 1353">「災害」、「喪失又は盗難」が発生したときは、これらを区分して都道府県知事等に事故届を提出(義務)</p>	<p data-bbox="1160 691 2056 866">① 近畿管内各府県に「自然災害に係る高圧ガス事故の報告について(要請)」を、4月9日付けで発出し(中部近畿産業保安監督部近畿支部(以下「支部」という。)保安課長から近畿管内府県高圧ガス保安担当課長宛て)、左記通知事項①の内容について要請した。</p> <p data-bbox="1160 882 2056 1058">② 一般社団法人近畿液化ガス保安協議会(以下「近液協」という。)の講習会において、自然災害に起因する事故事例等の資料を追加して周知し、講習会資料は支部ウェブサイトにも掲載して広く周知した(5月14日近液協保安連絡会議で周知)。</p> <p data-bbox="1216 1074 2056 1137">http://www.safety-kinki.meti.go.jp/kayaku_gas/kin-sangyohoan.htm#gyoumu3</p>

通知事項	中部近畿産業保安監督部近畿支部が講じた対応措置状況
<p>《調査結果》</p> <p>中部近畿産業保安監督部近畿支部（以下「近畿支部」という。）管内の府県から同支部に対する自然災害に起因する事故の報告状況を調査したところ、的確に分類していないものがみられる状況。</p> <p>① 報告内容において、漏えいや漏えいによる火災が発生したことが明記されているにもかかわらず「災害」ではなく「喪失」に分類されているもの（「喪失」として報告のあった91件中5件）。</p> <p>② 容器の所在が明らかであったことから、漏えい（継続的な微量な漏えいは除く。）等の有無を確認できれば、「災害」に該当するか否かの判断が可能とみられる容器について、報告内容において、漏えい等の確認に関する記載がないまま「喪失」に分類されているもの（「喪失」として報告のあった91件中18件）。</p> <p>また、販売事業者の事故情報の把握手段として、保安講習会が有効であるところ、近畿支部では、自然災害に起因する事故について、事業者団体主催の保安講習会のうち、高圧ガス事業者を対象とする講習会では資料配付や説明を行っているが、LPガスの販売事業者を対象とする講習会では、CO（一酸化炭素）中毒などの一般家庭等で発生する事故の防止に重点を置いていること、LPガスに係る自然災害は基本的に「LPガス事故」ではないことから資料配付や説明が行われていない状況。</p>	

通知事項	中部近畿産業保安監督部近畿支部が講じた対応措置状況
<p data-bbox="219 212 627 244">2 自然災害に備えた保安対策</p> <p data-bbox="230 260 772 292">(1) 転落、転倒防止措置等の確実な実施</p> <p data-bbox="230 308 376 339">(通知事項)</p> <div data-bbox="230 355 1115 531" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="230 355 1115 531">地震、落雪、水害等の自然災害発生時に容器の転落、転倒等による供給管・配管の損傷、バルブ損傷等による二次災害の発生を防止する観点から、販売事業者及び保安機関に対し、次の措置を講ずる必要がある。</p> </div> <p data-bbox="230 547 1115 818">① LPガス販売事業の経営者、業務主任者に対して、事業者団体と連携の上、LPガス災害対策マニュアルで示された適切な設置方法と併せて、当局が現地調査で把握した不適切な事例（事例集）について、周知・指導し、類似事例の改善を促進するとともに、保安機関からの指摘事項についても確実に改善するよう引き続き指導を行うこと。</p> <p data-bbox="230 834 1115 1010">② 保安機関についても、経営者、保安技術者に対して、同様に周知・指導を実施するとともに、「技術上の基準」に適合していない事象が発生している場合には、的確に指摘するよう引き続き指導を行うこと。</p> <p data-bbox="275 1026 1115 1106">また、設備の安全上改善すべき事項として把握したものについては、販売事業者に積極的に通知・連絡するよう要請すること。</p> <p data-bbox="230 1121 1115 1249">③ 監督官庁が販売事業者及び保安機関に対し、「技術上の基準」の遵守状況、保安点検の内容の的確性についても検証できるよう、立入検査の在り方を検討すること。</p>	<p data-bbox="1164 499 1220 531">①②</p> <ul data-bbox="1164 547 2058 1345" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1164 547 2058 579">・ 支部が行う立入検査において、引き続き、次の指導を行う。 <li data-bbox="1164 595 2058 675">・ 販売事業者に対しては、保安機関からの指摘事項を確実に改善すること。 <li data-bbox="1164 691 2058 770">・ 保安機関に対しては、「技術上の基準」に適合していない事象は的確に指摘すること。 <p data-bbox="1220 786 2058 914">なお、平成 25 年度立入検査結果においては、保安機関が販売事業者に技術基準不適合事項の内容等を通知していないという改善指示が最も多かったことから、引き続き、立入検査において指導していく。</p> <ul data-bbox="1164 930 2058 1345" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1164 930 2058 1058">・ 近液協の講習会等において、会員である販売事業者及び保安機関に対して、前記指導内容及び平成 25 年度立入検査結果を周知するとともに、事例集の内容を周知する（6月17日近液協講習会を予定）。 <li data-bbox="1164 1074 2058 1297">・ また、近液協は、支部からの要請に基づき、4月18日付けで会員に対し、「自然災害に備えた保安対策 LPガス容器等「技術上の基準」適合について調査（お願い）」を発出し、容器等供給設備に係る総点検調査を、5月30日提出期限として実施しており、その結果を踏まえ対応を行う予定である。 <li data-bbox="1164 1313 2058 1345">・ 管内各府県に「近畿管区行政評価局の調査結果に係る対応について

通知事項	中部近畿産業保安監督部近畿支部が講じた対応措置状況
<p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）及び同法施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）により、地震、落雪等の自然災害に備え、容器の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずよう求められている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>L P ガスの消費先の供給設備について無作為抽出により現地調査（消費先 400 戸）</p> <p>① 容器の転落、転倒等による衝撃を防止するための措置が不適切なもの（123 戸（30.8%））</p> <p>i 容器が設置台から大きくはみ出している、水平に置かれていないなど、容器の設置場所、置き方が不適切なため、容器が不安定となっているもの</p>	<p>（要請）」を、4月9日付けで発出し（支部保安課長から近畿管内府県液化石油ガス保安担当課長宛て）、府県登録の販売事業者における、販売先の技術基準遵守等について、改めて指導、監督を行うよう要請した。</p> <p>③ 支部が行う立入検査において、可能な限り、消費者宅に設置されている供給設備等の現場確認を実施する。なお、立入検査報告書に現場確認を行った旨と、その結果を記載する欄を設けることにより、検査官の当該確認の徹底を図る。また、管内府県ブロック会議において、当支部が行った当該現場確認の実施内容を管内府県に説明する。</p>

通知事項	中部近畿産業保安監督部近畿支部が講じた対応措置状況
<p>ii 転落、転倒等の防止のための鉄鎖等が設置されていない、設置されていても容器に掛けていない、鉄鎖の止め金具が欠落したまま修復していないなど固定措置が不適切なもの</p> <p>② 容器バルブ等の損傷を防止するための措置が不適切なもの（24 戸（6.0%））</p> <p>i 上から雪氷等の落下物が落ちるおそれのある場所に落下物を遮断できる保護板などの措置がないまま置かれているもの</p> <p>ii 鉄鎖が容器バルブや供給管に掛けられており、自然災害の発生時に鉄鎖がバルブ等を損傷させる原因となりかねないもの</p> <p>[原因]</p> <p>i 把握した不備に対処していないなど販売事業者の法令遵守意識の低さ</p> <p>ii 法定保安点検における見過しなど保安機関[※]の点検・調査の不的確さ</p> <p>※保安機関： 近畿支部などの監督官庁の認定を受け、LPガスの供給設備点検や消費設備調査などを実施し、基準不適合等があれば、販売事業者へ通知・連絡を行う機関</p> <p>（２）ガス放出防止型高圧ホースの普及促進 （通知事項）</p>	
<p>販売事業者によるガス放出防止型高圧ホースの普及を進める観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 和歌山県などの取組にみられるように、事業者団体に対し、会員の販売事業者が、今後、供給設備である高圧ホースを設置、交</p>	<p>①②</p> <p>・ 「平成 26 年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」*（以下「保安対策指針」という。）にガス放出防止型高圧ホースの設置の徹底に</p>

通知事項	中部近畿産業保安監督部近畿支部が講じた対応措置状況
<p>換する際は、ガス放出防止型高圧ホースを使用するとともに、既設の高圧ホースの転換についても積極的にを行うよう引き続き協力を要請すること。</p> <p>特に系列の大手事業者（卸事業者等）を多く監督する近畿支部においては、当該事業者の取組が中小の販売事業者に与える影響が大きいことを踏まえた対応が望まれる。</p> <p>② 事業者団体と連携して、i) 保安講習会等の機会に大きなコスト差はないことや、身近に効果が発現している例を紹介することを始めとした「ガス放出防止型高圧ホース」についての周知、浸透を図ること、ii) 事業者団体としての実践的で継続的な導入推進策を検討すること。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>土石流や津波、浸水などに伴う容器の流出や高圧ホースの折損、切断等によりガスが大量に漏れる危険性があるときなどには、自動的に作動してガス通路を遮断するガス放出防止機構が望ましいとされ、経済産業省においても、これまで自然災害が発生するたびに「液化石油</p>	<p>ついて明記された。</p> <p>「第2. 4. (1)」(抜粋)</p> <p>「・・・特に、地震等による大規模災害に備え、容器転倒防止の鎖又はベルトの二重掛けの推進や新設又は取り替え時におけるガス放出防止型高圧ホースの設置を徹底すること。(保安対策指針の別紙19)」</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部が行う立入検査において、「LPガス災害対策マニュアル」で記載されている放出防止型高圧ホース設置等の対応状況について把握するとともに、上記保安対策指針の内容について周知・要請していく。 近液協の講習会等において、上記保安対策指針の内容について、事業者に周知・要請していく。 なお、近液協において、会員あてに平成25年12月にガス放出型高圧ホース等の設置状況等の調査を実施しており、支部では、その結果がまとめ次第、近液協と連携して普及促進の取組を行う予定である。 <p>*平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針</p> <p>http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/03/260320-1.html</p>

通知事項	中部近畿産業保安監督部近畿支部が講じた対応措置状況
<p>ガス販売事業者等保安対策指針」（以下「保安対策指針」という。）等において販売事業者にガス放出防止機構付安全装置の導入を呼びかけている状況。</p> <p>《調査結果》</p> <p>① ガス放出防止型高圧ホースの出荷率（全高圧ホース出荷数に占めるガス放出防止型高圧ホースの割合：フロー値（一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会生産統計）は、平成 25 年度上半期において全国で 55.8%に達しており、特に近畿地方隣接の東海地方では 99.5%、四国地方では 68.9%と広く普及。</p> <p>しかしながら、近畿地方における出荷率（上記生産統計で「北陸」に区分される福井県の出荷率を除く。）は、東日本大震災以降上昇はしているものの、今なお 30.3%と全国平均の半分程度にとどまっている状況。府県別にみると、県、事業者団体が設置促進について要請通知を発出するなど普及に取り組み始めた和歌山県のように著しく増加して 56.5%と全国平均並みとなったところもある一方で、奈良県や滋賀県では、近年、自然災害に起因する容器の災害（漏えい等）が発生しているにもかかわらず、平成 25 年度上半期に減少に転じ、出荷率が 2 割以下。</p> <p>② 販売事業者に書面調査（回答 401 販売所）したところ、ガス放出防止型高圧ホースを導入している販売所の割合は 36.7%。また、消費先現地調査（400 戸）において、ガス放出防止型高圧ホースの設置が確認できた消費先の割合は 7.0%。</p> <p>[原因]</p> <p>i 販売事業者の 5 割以上がガス放出防止型高圧ホースの設置による</p>	

通知事項	中部近畿産業保安監督部近畿支部が講じた対応措置状況
<p>コスト増を懸念していること</p> <p>ii 近畿地方における容器流出、ガス漏えいを招く災害が少なく、ガス放出防止型高圧ホースを必要とする意識が低いこと</p> <p>iii 監督官庁及び事業者団体におけるガス放出防止型高圧ホース普及への取組として、LPガス災害対策マニュアルにおいて同ホースが推奨されていることを紹介する程度にとどまっていること</p> <p>3 災害、盗難防止のための空き家における長期未使用容器の撤去 (通知事項)</p> <p>空き家における閉栓から1年以上が経過した容器（以下「長期未使用容器」という。）の腐食による漏えい事故や盗難のなお一層の防止を図る観点から、販売事業者に対し、法令上の規定がなくとも、引き続き次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 管理する容器のうち、閉栓した消費先等において長期未使用であることが既存の法定帳簿等を活用して確認できるものについて、撤去を要請すること。</p> <p>② 消費者等からの要求により、やむを得ず一時販売中止とする場合は、容器が長期放置とならないように確実な管理を要請すること。</p> <p>③ 消費者との販売契約が解除に至った場合、供給設備のうち容器については、消費者からの要求の有無に関わらず、撤去を要請すること。</p>	<p>①②③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「保安対策指針」に放置容器の撤去について明記された。 「第2. 3. (3) ② (ウ)」 「閉栓先において、充填容器等が長期にわたって放置されていたことによる容器の腐食による漏えい事故も発生していることから、不要な充填容器等の撤去を確実に進めること。」 ・ 支部が行う立入検査において、長期未使用容器や長期放置容器等について、事業者を引き続き撤去を要請していく。 ・ 近液協の講習会等において、上記保安対策指針の内容について、事業者にも周知・要請していく。

通知事項	中部近畿産業保安監督部近畿支部が講じた対応措置状況
<p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>経済産業省は、保安対策指針において、「閉栓先において、充てん容器等が長期にわたって放置されていたことによる容器の腐食による漏えい事故も発生していることから、不要な充てん容器等の撤去を確実に進めること」を販売事業者に要請。</p> <p>当局の抽出調査率から推計すると、近畿地方（L P ガス消費先戸数 202 万戸）には、長期未使用容器が設置されたままの空き家が約 8 万戸。</p> <p>《調査結果》</p> <p>① 家主が死亡し、閉栓から 5 年以上経過している。容器の充てん期限や、圧力調整器の交換推奨期限、マイコンメーターの検定有効期間も 5 年から 12 年経過しているなど設備の老朽化が著しいが、お盆等に帰省した身内が L P ガスを一時使用することに配慮して容器を含む供給設備を残しているもの（この間、帰省の実績はみられない。）</p> <p>② 前居住者が退去した後、2 年近く空き家（店舗兼住宅）になっている。容器スカート半分近くが水路上にはみ出して浮いているなど極めて不安定な状態で容器が設置されているが、空き家であるため居住者による管理も不可能なもの</p> <p>③ 容器に記載の容器所有事業者を確認しても、販売事業者が不特定のまま、長期間にわたって容器が放置されていたもの</p>	

通知事項	中部近畿産業保安監督部近畿支部が講じた対応措置状況
<p>4 簡易ガス事業者における経年埋設管対策の推進 (通知事項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ガス事業法施行規則第 111 条第 1 項の規定に基づく報告において、「次年度の対策計画量」を数年間「ゼロ」と記載している簡易ガス事業者に対して、引き続き立入検査等を活用し、個々の取組状況を把握するなど、経年埋設管対策が推進されるよう勧奨していく必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>当省が平成 13 年に実施した「都市ガス及び液化石油ガスの安全確保等に関する行政評価・監視」の結果により、経済産業省に対して、埋設されてから相当年数（20 年程度）が経過した亜鉛メッキ鋼管等（以下「経年埋設管」という。）については、耐食性の優れたポリエチレン管等への交換等を計画的に進めるように、各事業者に引き続き勧奨するよう通知。</p> <p>この通知を受け、経済産業省は、簡易ガス事業者等あて通達「ガス事業法及び同法関係規則の遵守状況の再点検等の実施並びに経年導管対策の計画的実施の徹底について」（平成 13・10・26 原院第 3 号）を発出し、経年埋設管対策について、対象導管の量、年間対策量等を明確にした定量的実施計画の作成、実施計画の定期的見直し等により、計画的実施を更に徹底するよう求めるとともに、その実施状況について立入検査において確認するよう経済産業局（平成 17 年 4 月に産業保安監督部へ移管）に指示しており、さらに簡易ガス事業者団体等に対し、経年埋設管対策の推進を業界としてより一層進めるとともに会員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経年管対策については、支部の具体的な取組計画として、「近畿管内における簡易ガス経年管対策の推進にかかる実施計画（平成 26 年度）」を策定した。今後は、それに基づき計画的に実施する予定である（毎年度見直しを行い実施していく）。

通知事項	中部近畿産業保安監督部近畿支部が講じた対応措置状況
<p>への周知・徹底を図るよう求めている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>① 当局が近畿支部監督の簡易ガス事業者の中から、8事業者を抽出し、平成23年度から25年度までの3年間について、ガス事業法施行規則第111条第1項に基づく導管改修実施状況表を確認したところ、「次年度の対策計画量」が3年とも「ゼロ」となっている事業者が2事業者みられたものの、これら未計画事業者の割合は25.0%となっており、当省の前回調査時（63.6%の事業者が未計画）よりは、改善されている状況。</p> <p>② 近畿支部では、監督する簡易ガス事業者から毎年提出される上記報告について、年度毎に集計を行いつつ、保安講習会において、全国的な経年埋設管対策の実施状況を説明するとともに、計画的な取組を要請。また、個々の事業者に対しては、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第47条第1項に基づく立入検査時に、取組状況を把握するとともに計画的な取組を要請。</p> <p>③ しかしながら、近年においても、ガス工作物の不備（自然劣化）に起因する簡易ガス事業の供給段階における事故の発生がなくなることに加え、いずれ経年埋設管の使用限界が到来することを鑑みれば、計画的な経年埋設管対策の必要性は否めない状況。</p>	